

## 農用地利用集積等促進計画に係る利害関係人の意見聴取について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 3 項の規定により、農用地利用集積等促進計画（以下「促進計画」という。）を定めるにあたり、促進計画の概要を示し、利害関係人の意見を聴取します。

※利害関係人とは、促進計画により賃借権の設定等を行う農用地等のある地区（大字、集落）において、借受け等を希望する方および当該地区の実情を熟知する方（集落の代表者等）をいいます。

令和 8 年(2026 年) 4 月 8 日

公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金  
理事長 岸田 英嗣

### 記

1. 促進計画の概要  
別添のとおり。

2. 意見聴取の期間  
令和 8 年 4 月 8 日から令和 8 年 4 月 15 日まで。

3. 意見提出の方法  
別紙様式の意見書を意見聴取期間の満了の日までに電子メール、ファックス、郵送（当日消印有効）または持参によりご提出ください。  
なお、持参の場合は、意見聴取期間中（休業日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までをお願いします。

4. 意見書の提出先  
公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金（農地中間管理機構）  
〒520-0807 滋賀県大津市松本 1 丁目 2-20  
TEL : 077-523-4123 FAX : 077-524-0245  
E-mail : shiganou@sepia.ocn.ne.jp